

特別受益者とは？

特別受益とは、民法903条1項に規定された「共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本としての贈与を受けた者」のことです。

(1) 遺贈

ここでいう「遺贈」とは、被相続人が遺言書によって特定の財産を特定の相続人に承継させることをいいますので、法的意味の「遺贈」のほか、特定の財産を特定の相続人（受遺相続人）に「相続させる」と書いた遺言を含みます。

(2) 贈与

贈与は、次の①及び②に限られます。

① 婚姻又は養子縁組のための贈与

婚姻又は養子縁組のための贈与とは、ある程度のまとまりのある持参金や支度金などに限られて、結納金や結婚式費用は、婚姻のための贈与とはされていません。

② 生計の資本としての贈与

生計の資本としての贈与とは、不動産、不動産購入のための現金、貸金の免除、保証債務の代位弁済をしながら求償権を行使しなかった場合（高松家裁丸亀支部平成3年11月19日審判）など、やはり、ある程度のまとまりのある金額であることが必要とされるのです。債務の肩代わりも含まれます。

①②を通して言えること

要は、持戻し対象の生前贈与というのは、相続財産の先渡しの贈与をいうのです。先渡しであるため、相続が開始したとき、持戻し計算の必要が生ずるのです。

ですから、1万円や2万円程度の小遣金など、持戻し対象になるような生前贈与ではありません。

東京家裁平成21年1月30日審判は、被相続人から子の一人に対し、約2年の間に1か月に2万円から25万円の送金をしていたうちの、1か月に10万円を超える

送金は生計資本としての贈与であると認められるが、これに満たない送金は親族間の扶養的金銭援助にとどまり生計資本としての贈与とは認められない、したがって、1回10万円未満の贈与は特別受益にならない、との判断をしております。